# 第4回あいち水循環再生検討会会議録

### 1 日時

平成18年3月6日(月)午前10時から午前11時40分まで

#### 2 場所

愛知県三の丸庁舎 会議室601

# 3 出席者

(1)委員

藤江座長、愛知委員(代理:福岡達治 環境保全課長) 宇治原委員、尾中委員、神 谷委員、近藤健委員、近藤元博委員、寺本委員、秀島委員 (以上9名) (欠席 井上委員、竹中委員、冨永委員)

(2)事務局(愛知県環境部)

坂部技監、(水環境課)山田課長、纐纈主幹、高林課長補佐、渡邊主任主査、牧主査、 原野主任、丹羽技師

4 傍聴人等

3名

# 5 議事

- (1)委員意見に対する対応について
- ・資料1について事務局から説明。

#### < 質疑応答 >

委員:この資料1は公表しないのか。県民ヒアリングの際、ヒアリングでの意見が構想の中にどのように反映されるのか注目していきたいという意見があったと思うが、ヒアリングでどういう意見があって、どういうように取り入れたかといったことをホームページに掲載する等フィードバックはしないのか。

事務局:県民ヒアリングでいただいた意見はこの構想に反映させていただいたという整理としている。また、前回の検討会で配布した、県民ヒアリングでいただいた意見をまとめた資料については、既にホームページに掲載している。今回のこの資料1についても会議資料は原則公開としているため、後日ホームページに掲載する。

#### (2)パブリックコメントの結果について

・資料2について事務局から説明。

# <質疑応答>

委員:資料2の172、173の意見に対する県の考え方の中で、水利権の問題があるから

関係機関による調整が必要と書かれているが、稲が枯れてもいいから飲み水が必要であるといったような議論によって水利権の問題が生じているわけではない。限られた水をいかに有効に使うかが課題であると思う。地域に均等に配水することに地下水の涵養にもつながり、水利権だけの問題ではない。資料2の162の意見にある農業用水のパイプライン化についても、パイプラインそのものが悪いわけではない。用水の管理作業の軽減や農業用水の節水、パイプラインの上の土地の有効利用もできるといった大きなメリットがある。パイプラインを整備することによって、漏水の心配なく、上流から下流まで均等に配水することができる。パイプラインという言葉が悪ければ、水路の整備という言葉にすればよいのではないか。

座長:資料2の172の意見に対する県の考え方の中に、水を有効に活用するといったことをもっと明確に表現したほうがよいということであると思う。農業用水のパイプライン化については、パイプラインにすることによって、水の使用量を少なくすることができる。東三河で調査したところ、パイプラインしていない地域では、パイプライン化した地域に比べ、行方がわからなくなった水の量が多いことがわかった。親水性は低くなるが、こういったメリットとのバランスが必要であると思う。

事務局:表現について検討したい。

(3)あいち水循環再生基本構想(案)について

資料3、4、5-1、5-2について事務局から説明。

委員:東三河の主な取組の中で、「設楽の森づくりプログラム」といった限定的な名前になっているが、津具村や新城市の森についても含まれているのか。

事務局:広く設楽郡全体をイメージしてこの名前とした。名前については検討したい。

委員:パブリックコメントの中の意見番号163や166に、川魚を食べる食文化等についての記述があるが、この点について構想の中には記述がない。また、水利用の中に飲料水としての水質基準について書かれていない。食文化や飲料水については、日々生活している人にとっての大きな関心事項であると思う。資料4の協議会及び地域協議会の説明の中で、「県域を越えた取組」と書かれているが、これは各地域の地域協議会の中で県域を越えた取組も実施していくということか。地域協議会に他県の行政職員が参加するのは困難であるのではないか。それよりも、県として、愛知県が他県と協働して取組を実施する方が現実的ではないか。

座長:他県については、流域という言葉を使えばうまく表現できるのではないか。

事務局:食文化については、我々が掲げる目標に結びつくのかどうか、議論が合意に達していないように思う。そのため、構想には盛り込んでいない。水道水の水質基準については、「安心して利用できるきれいな水」の目標の、「水質環境基準を達成するとともに、生活・工業・農業・水産の用途に適したきれいな水を確保する」の中の「生活に適した」の中に飲料水としての基準をクリアしている状態ということを含んでいる。また、他県との連携については、今年の5月に伊勢湾の水質浄化を目的として設置された、国と東海3県1市が参加する「伊勢湾再生推進会議」の場をとおして国や他県と連携して取組を実施していきたい。

- 座長:「安心して利用できるきれいな水」の目標をどのように設定すべきか難しいところであると思う。全ての水域でA類型の水質をめざす必要はないと思うが、どの程度をめざしているということがわかるような表現にするべきか判断が非常に難しい。本来こうあるべきだというものを書くべきか、ある程度の束縛条件を考えながらこのぐらいが望ましいというものを書くべきかによって、表現も変わってくると思う。こういったことについても事務局で検討していただきたい。
- 事務局:「安心して利用できるきれいな水」の目標に「水と遊んだり、泳いだりできるきれいな水を確保する」ということを掲げているが、ある程度ゾーンに分けて、そこに適した水質の目標を設定していきたい。
- 座長:資料4の地域ごとの具体的な取組の主な取組の中には大河川のことばかり書かれているように見えて、身近な中小河川のことが書かれていないといった旨のパブリックコメントの意見があったと思うが、中小河川に対する共通の取組といった3地域に共通性があり横断的な取組についての記述があってもよいのではないか。
- 事務局:資料3の構想本文のp41には「全県域で実施する取組や地域にまたがる取組も併せて実施していく」と記述しているとおり、共通の取組も全県域で実施していく。資料4の主な取組は各地域協議会で重点的に実施する取組を挙げたものである。
- 委員:資料4を見ると、地域協議会の仕事が主な取組の内容であるように見える。地域協議会の上部組織である再生協議会での共通の仕事、共通の取り組みテーマというものをきちんと抽出しておくべきである。環境教育や啓発活動は地域の活動というよりは、県全体の活動として必要である。地域ごとに縦軸で分けた取組だけでは、こういった横軸の取組が見えてこない。再生協議会の機能として、調整や情報提供だけでなく、きちんとした機能を持たせなければ、再生協議会が機能しないと思う。そのためにも再生協議会の機能として、横軸の取組をきちんと記述しておくべきである。
- 事務局:再生協議会の役割については資料3のp45に記述してあるが、具体的に各主体が どのように連携していけばよいのかを再生協議会で検討し、地域協議会に提示していき たい。また、地域間の連携については、まさに再生協議会の機能であり、地域間の取組 をつなげていきたい。資料4の記述内容については再検討したい。
- 座長:構想の本文には十分に記述してあることと思うが、概要のみが一人歩きする可能性も あるので、資料4にも考え方がわかるように記述してほしい。
- 委員:資料3のp55に「工場からの間接冷却水などの有効利用の推進」とあるが、工場の 冷却水はほとんどが再利用されていると思うが、他で利用できるくらい発生すると言う ことか。また、資料4の各地域の主な取組の中で、3つの地域ともに「栽培漁業の推進」 という取組が挙がっているが、これは水循環の再生とどのようなつながりがあるのか。
- 事務局:冷却水の再利用については、工場からの冷却水を環境用水に利用するといったことを考えている。栽培漁業については、生き物が生息していける生態系を作り出そうという観点から入れている。
- 委員:工場からの冷却水については、冷却水を排出しているという前提で記述しているのか。
- 事務局: どれだけの事例があるのかは把握していないが、実際排出している事例もあるということなので取り入れた。
- 委員:西三河の取組として、森林の整備や農地の活性化が挙がっているが、これまで既にか

なりの取組がなされてきている。各活動団体によって視点も異なるし、利害が対立する 部分もある。その場合、地域協議会の役割として、かなり強くリーダーシップを発揮で きる仕組みにしないと実際運営が成り立っていかず、ただ集まっただけになってしまう。 県として決意して取り組んでいただきたい。

- 委員: 工場の冷却水の再利用は、水の有効利用にもつながる。工場側の考え方一つによって、 実施できるかどうかが決まると思う。
- 事務局:排水の再利用については、排出者と利用者の組み合わせがうまくなされていないように思う。水の有効利用といった考え方を工場等に伝えていきたい。
- 委員:地域協議会の運営は難しいと思う。既存の協議会との関係について整理が必要であると思う。また、リーダーシップを発揮できる NPO が地域にあればよいが、そうでない場合は NPO 同士の連携は難しい。地域協議会がうまく機能するのか危惧している。具体的に地域協議会をどのように進めていくのかイメージはあるのか。
- 事務局:河川整備委員会等の既存の組織を活かす制度作りを検討していきたい。
- 委員:主な取組の中で、「みかわの海」は東三河にしか記述されていないが、西三河も「みかわ」である。「設楽の森」や「みかわの海」といった限定的な言葉を用いているが、表現を再検討してほしい。また、東三河の主な取組の中で、天竜川・豊川水系の「県域を越えた利水協力」という取組が書かれているが、これはどういうことか。
- 事務局:地域の特徴を表す言葉として選んだが、よい表現があれば検討したい。地域協議会の中でよい表現を決めていきたい。利水協力については、現状として条件つきで佐久間 ダムから豊川へ利水協力を受けている。このことについて記述しているものである。
- 委員:利水協力について取組として挙げると、県として、これから利水量を減らすような取組を実施したり、あるいは、水が足りなくなった場合、もっと利水量を増やすよう働きかけるといったことを実施するのかといった議論になると思うが、これは非常に難しい問題である。利水協力という表現を修正したほうがよいと思う。

事務局:検討する。

- 座長:年度末に構想が策定されると思うが、その前に委員に内容を再確認していただき、意見をいただく機会はあるのか。
- 事務局:今日いただいた意見を反映して修正した最終案を各委員に郵送等でお渡しし、再度確認していただく予定である。その後3月中に構想を策定したい。
- 座長:委員の皆様には今日の構想案を持ち帰って、もう一度目を通していただきたい。この 構想は県の施策として公開されるものであり、これからこの構想に沿って水循環のさま ざまな計画が具体的になされていくものであるので、是非時間をかけて内容のチェック をお願いしたい。

#### (4)その他

・特になし